世間解　第四二三号
令和五（二〇二三）年五月
発行　西法寺

念仏もうさるべし

―聖徳太子に聞く―

五月になりました。今年は花粉が多いのか黄砂の影響なのかいつまでも朝起きると鼻炎の薬のお世話になっています。しかし、季節は進んで気持のよい初夏を思わす日和が多くなっています。皆さまにはご本願のおはたらきの中「なんまんだぶ、なんまんだぶ…」とお念仏ご相続のことと存じます。

救世観音大菩薩　聖徳皇と示現して
　多々のごとくすてずして　阿摩のごとくにそひたまふ
無始よりこのかたこの世まで　聖徳皇のあはれみに
　多々のごとくにそひたまひ　阿摩のごとくにおはします
和国の教主聖徳皇　広大恩徳謝しがたし
　一心に帰命したてまつり　奉讃不退ならしめよ

ご和讃を三首かかげました。あまりおなじみのないご和讃であるかもしれません。

ここに「多々」とあるのはお父さんのこと「阿摩」とあるのはお母さんのことであります。聖徳太子（五七四―六二二）は阿弥陀さまの慈悲のお徳をあらわす観音菩薩の化身と信じられており親鸞聖人もその通りにいただいておられたのであります。

親鸞聖人は聖徳太子のことを和国の教主（日本のお釈迦さま）と仰がれ、尊崇されていました。

「和を以て貴しとなす」「篤く三宝を敬ふ」ご存じのお言葉だと思います。聖徳太子は推古天皇の摂政として日本の国のあり方に意をくださってくださったお方で、仏教の精神をもって国を治めてゆこうとされたお方でありました。『憲法十七条』という国の官僚が心得るべきことがらを制定されました。先の二つの言葉も憲法十七条の第一条と第二条のお言葉であります。

聖徳太子は日本に仏教が根付く元を築いてくださったお方だったのであります。さて『憲法十七条』の第十条は、

十にいはく、忿を絶ち瞋を棄てて、人の違ふを怒らざれ。人みな心あり。心おのおの執ることあり。かれ是んずればすなはちわれは非んず、われ是みすればすなはちかれは非んず。われかならず聖なるにあらず、かれかならず愚かなるにあらず。ともにこれ凡夫ならくのみ。是く非しきの理、たれかよく定むべき。あひともに賢く愚かなること、鐶の端なきがごとし。ここをもつてかれの人瞋るといへども、還りてわが失ちを恐れよ。われ独り得たりといへども、衆に従ひて同じく挙へ。

というお言葉です。元々は国家官僚に対しての心構えを説いたお言葉ですが、正確さを横において、私の日暮らしにかけて思いきって意訳をしますと、

『人の意見が自分と違うからというて何でもかんでも怒りなはんな。みんなそれぞれの思いや立場があるんです。人がエエと思たことでも自分はそらアカンということもあるし、自分がエエと思たことでも人はそらアカンということもある。私が間違いをおかさない聖人であると決まっているのではなく、人が間違いだらけの愚か者であるあると決まっているのでもありません。あいお互いにいろんなものに助けられながら生きていかねばならないもの同士です。仏さまに適う真実を見きわめることの出来る人などいません。自分勝手に物事を決めずに仏さまの教えを依り所に、常に話し合い相談しながら、いろんなご縁に助けられ、出来る限り周りを助けながら日暮らしをさせていただくのですね。』

と、まあこんなところでしょうか。

昨今いろんな所で意見のぶつかり合いがかまびすしく思います。

そこに阿弥陀さまの教えという依り所がないと、

われかならず聖なるにあらず、かれかならず愚かなるにあらず。

という聖徳太子のこころを、知らず知らずのうちに、私も含めて…。

かれかならず聖なるにあらず、われかならず愚かなるにあらず。

と読んでしまうことになっているのではないかなと思っています。

合掌